

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 件 名 | ボートレーラー車検整備(長良導水) |
| 2 施 行 場 所 | 受注者の指定場所 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和7年6月30日 |
| 4 内 容 等 | 別添仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 本店、支店又は、営業所が岐阜県、愛知県、又は三重県に所在すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX又は電子メールで提出してください。(※送信先は、4)のとおりです。)
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令 和 7 年 6 月 6 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp |
| 5) 見積回数 | 2回を限度とします。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和7年6月9日 12:00 まで とします。 |
| 6) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

ボートトレーラー車検整備（長良導水）
仕 様 書

令和 7 年 5 月

独立行政法人 水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第 1 節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する、ボートトレーラー車検整備（長良導水）（以下「業務」という。）に適用する。

第 2 節 履行

1. 業務概要

本業務は、揖斐川・長良川総合管理所長良導水管理所が保有しているボートトレーラー 1 台の車検整備（12 ヶ月、車検及び車検に必要な整備又は修理をいう。以下同じ）及び不具合箇所の修理を行うものである。

2. 履行場所

受注者指定場所

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

なお、車検については令和 7 年 6 月 18 日までに実施することとする。

4. 履行範囲

（1）車検整備の車両及び整備内容は、次のとおりである。

ボートトレーラー（三重 88 も 6097）

車名：組立

車台番号：三〔54〕8149 三

最大積載量：400kg

車両重量：320kg

長さ・幅・高さ：567 cm・222 cm・115 cm

車検満了日：令和 7 年 6 月 18 日

整備内容：車検整備 一式（法定費用を含む）

（2）車検整備を行うに当たり、事前に整備が必要な箇所を点検し、機構へ見積書を提出ものとする。この場合において当初の見積額が変更となる場合は、変更契約の対象とする。

（3）受注者は修理が必要な不具合箇所を点検し、機構に見積書を提出するものとし、機構と受注者が協議の上、修理箇所を決定することとする。

5. 車両の受渡

（1）車両の受渡に要する費用は、受注者の負担とする。万一車両に損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修理を行うものとする。

（2）車両の受渡日時は、機構と調整するものとする。

（3）車両の受渡場所は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所長良導水管理所とする。

〒511-1143 三重県桑名市長島町西外面 1026

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所
長良導水管理所

第3節 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

自動車検査証

令和 5年 6月 7日 三重運輸支局長

542230062749

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
三重 88 も 6097	平成10年 3月	普通	特種	自家用		

組立		車体の色	
三[54]8149三		ポートトレーラ	
型式		燃料の種類	
型式		総排気量又は総出力	
組立		原動機の型式	
乗車定員		前軸重量	
最大積載量		前軸軸重	
車両重量		後軸重量	
車両総重量		後軸軸重	
長さ		幅	
高さ		高さ	
400 kg		320 kg	
720 kg		567 cm	
222 cm		115 cm	
水資源開発公社 長良道水建設所		使用者の氏名又は名称	

水資源開発公団 長良導水建設所

備 考
牽引車有、車台番号打刻位置 フレーム側面
前方 シリアル番号 0010



この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

裏面もご覧ください。

T9467LJ2990478

国土交通省

7086

A

記録年月日 令和 6 年 6 月 5 日

自動車検査証記録事項

542230062749

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号		三重 88 も 6097									
車台番号		三 [54] 8149三									
登録年月日／交付年月日		平成 10 年 3 月 27 日		初度登録年月		平成 10 年 3 月		有効期間の満了する日		令和 7 年 6 月 18 日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		水資源開発公団									
所有者の住所		東京都港区赤坂 5 丁目 3 - 3 [13003 0582]									
使用者の氏名又は名称		水資源開発公団 長良導水建設所									
使用者の住所		三重県桑名郡長島町押付 5 3 2 - 1 0 [24800 0349]									
使用の本拠の位置		***									
3. 車両詳細情報											
車名		組立 [998]									
型式		組立		原動機の型式		—					
自動車の種別		普通		用途		特種		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		ボートトレーラ		[611]		乗車定員		— 人		最大積載量 400 kg	
車両重量		320 kg		車両総重量		720 kg		長さ		567 cm	
前後軸重		— kg		前後軸重		— kg		後前軸重		— kg	
燃料の種類		—		型式指定番号		—		類別区分番号		—	
4. 備考											
[四日市検査場] , 継続検査 自動車重量税額 ¥ 6, 300 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 [整備工場コード] 54-03712 *けん引車*トヨタ E-ST210G [シリアル番号] 0010 [車台番号打刻位置] [159] フレーム側面前方 以下余白											

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両 I D T9467LJ2990478



FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年5月27日に交付されたボートトレーラー車検整備（長良導水）
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。